

# 政務活動費の怪

## —— 使い途はなんでもあり? ——

2015年3月 町田市監査委員(4人のうち2人は市議会議員)の政務活動費監査報告から4年が経とうとしています。監査結果は、会計帳簿が無い! 2会派はあるが他の11会派は無い。しかも公開できない!

2015年10月 「会計帳簿はあるけれど、見せられない」これが4月の「草の根」の公開請求に対しての当時の議長の回答。

2017年4月 情報公開の審査請求を審査会に提出した。何と! 市議会議員選挙が終わるまで、あれやこれやの理由で引き延ばし! 審査請求からほぼ1年後の2018年3月に、会計帳簿が情報開示されました。

(開示請求の根拠等は次のページに)



## —— 会計帳簿は開示されても ——

そもそも、何のために各会派に約2600万円の税金が投入されているか判らないほど、使途がなんでもアリ! になっている実態が明らかになってきました。

(脱税?)

政務活動費は会派の調査研究や広報やそのための経費、事務費などに使われるものとされているが、議員個人の活動に使われているものが大半であることが判明しました。特に2017年度は選挙告示日前に大量の印刷物(個人の政治活動)に使われていたり、セミナー等個人の後援会活動などに多額の政務活動費が使われています。

個人のための費用であれば、議員個人の収入支出であり、収入を申告しなければ脱税になる。会派の収入という建前があるから、間違っても自分の収入として税務署に申告はできない。

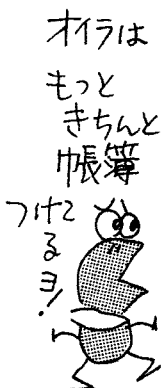
(これでも会計帳簿?)

会計帳簿と領収証は付け合わせできない! 支出の相手先や場所が帳簿上に記載されていないから、領収証等との付け合わせは不可能。備品管理台帳との付き合いのできる記載も無い。

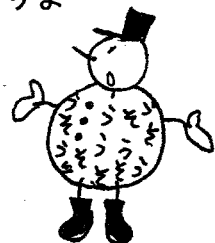
(情報公開審査会の答申を拒否しても隠したい!)

開示されている領収証等そのものが、証憑能力がない。振り込みシートへの使途の手書きであったり、納品書や請求書(債権発生年月日不明)レシートが欠落していて、裏付けができない=証憑能力が無い。

2018年3月「本人確認を必要としない会員カードの番号は開示すべし」との情報公開審査会の答申を拒否してまで、誰が使ったかを隠すのは何故か。まさか、他人の使った費用の「レシートの横流し」ではないかとの疑いがますます強くなりました。



はっけきだわ!



2017年1月の「草の根からの「会派会計帳簿の開示請求」について、議長から2月1日に「公文書不存在決定通知書」(各会派は帳簿を付けている、存在するけれど、規則には議長に提出することにはなっていないので、不存在と決定した！)

また、議員が、調査活動、ガソリン代等に使用しているカード類も番号が墨塗りされている部分の開示もされなかった。

そこで、2017年4月17日に反論書を提出した。以下は、その反論書の抜粋です。

## 反論書(抜粋)

町田市議会議長 吉田 つとむ名 3月22日付「弁明書」に言う、公文書不存在決定処分、処分の理由についての反論

### 1 イ「対象公文書が存在しないこと」についての理由は、(反論)

「理由」では、条例施行規則に「収支報告書と領収書等以外の提出の規定がないこと」から、議長に提出されていない、したがって、対象公文書を保有していない、不存在である、としています。

しかし、この施行規則は、議会自身が定めているものであり、これを根拠に議会以外の市民や国民等にその行為を正当化することは、今回のように議会自身に関わる条例や規則について疑問がなされていることについては、客観的、合理的説明として成立しないことは明らかです。

### 2 ウ 実施機関に会派が含まれないことについては、(反論)

政務活動費の使途とその目的等の開示が争点となった、「最高裁判所平成20年(行ヒ)第386号同21年12月17日第一小法廷判決」では、会派について、「議会ないしこれを構成する議員又は会派(以下、併せて「議員等」という。)」と定義づけて、明確に、会派と議会は同一の構成員であるとしています。

最高裁の定義はごく常識的なものと思われませんが、町田市議会議長の定義はこれと正反対の定義であり、情報開示の意義すなわち、支出の公正性や透明性の確保の点からも受け入れがたい定義です。

### 3 会計帳簿の意味するところ

町田市議会政務活動費の交付に関する条例では、収支報告書、領収書等に関して、次のように規定されています。

(会計帳簿の保存) 第11条では、

政務活動費の交付を受けた会派の代表者は、政務活動費の収入及び支出に関する帳簿を備え、当該帳簿を当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(1)「備える」ことの意義については、請求者の主張に対する議長の弁明はありません。施行規則では、政務活動費の会計帳簿を備え(帳簿に記録するという意味と思われます)これを保存することとなっていますが、仮に、議長に提出することは想定されず、さらに、議長の弁明書の通り、議長を含む何人にもこれを開示しない、とすれば、帳簿をつけていてもこれを確認できず、当然、公正な支出であるか否かは、誰も確認ができません。それを5年間保存しても、5年の間に誰もこれを精査する機会を得られないことになり、第11条は實際上、無意味な規定と言わざるを得ません。

(2) 会計帳簿とはどのようなものを言うのか、について

会計帳簿の意味およびその情報公開については、「最高裁判所平成26年(行フ)第3号同年10月29日第二小法廷判決」によれば、

『・・・会計帳簿は、領収書その他の証拠書類等を原始的な資料とし、これらの資料から、明らかとなる情報が一覧し得る状態で整理されたものであるといえるから、上記領収書その他の証拠書類等と同様に、平成21年条例改正後の本件条例下では、議長において本件条例に基づく調査を行う際に必要に応じて直接確認することが予定されているものと解すべきである。

そうすると、上記の領収書その他の証拠書類等及び会計帳簿である本件各文書は、外部の者に開示することが予定されていない文書であるとは認められないというべきである。』

と、明快に述べられています。

この判決文の意味するところは、収支報告書とそれを作成するための、会計帳簿と領収書その他の証拠書類等は、一体をなすものであり、全体として初めて収支の公正性、透明性を説明できるものとしている点です。ちなみに、「最高裁判所平成20年(行ヒ)第386号同21年12月17日第一小法廷判決(品川区議会の案件)の判決文中に示されているとおり、品川区議会では、現に、公開対象となっている「支出明細書」には、支出の一件ずつの、支出年月日、支出の相手方およびその業種、金額、領収書の宛先等を記載することとなっています。

#### (4) 領収書の「公開」の意義について

領収書の公開は、会計帳簿ないしは支出明細書との番号等によるリンクがなければ、「情報が一覧し得る状態で整理されたもの」(会計帳簿の意義)とはならず、領収書の公開は、それだけでは、公正、正当なる支出をなす理由付けできません。

同じ、2017年4月17日の「議員個人の使用するカード類についての非開示」への反論書です。

### 反論書(抜粋)

- 1 議員の政務活動費の支出に、議員個人の「カード」で、政務活動費を使うこと自体が、公私混同です。公私混同でないことを証明するには、政務活動費専用のカードを使用することか、カードの番号を公開することです。隠すこと自体が、不正な支出を推定されてもおかしくありません。
- 2 カード番号の公開基準があると知り、調べました。  
国際カードブランド5社(American Express、Discover、JCB、MasterCard、VISA)が共同で設立した協議会であるPCI国際協議会が作ったPCIDSS(Payment Card Industry Data Security Standard)で、クレジットカードナンバーの公開基準が定められています。  
[http://www.jcdsc.org/pci\\_dss.php](http://www.jcdsc.org/pci_dss.php)  
これによれば、会員カードのみならずクレジットカードでも、上6桁、下4桁は公開しても安全性に問題ないとしています。カード使用はナンバーだけでなく、有効期限、裏面のセキュリティーコードも含めて初めて利用できるようになってきているところが多く、下4桁(上6桁含む)では不正のしようがないというのが協会の見解です。ということで、「クレジットカード」の上6桁、下4桁の公開は問題ないということです。今回非開示情報とされた、「ポイントカード番号」は言うまでもなく、もっとセキュリティ要件の低い「会員カード」も同様です。
- 3 2017年3月22日付の町田市議会議長吉田つとむ名での弁明書では、「会員カードの番号が公開されると、第三者が各会員にログインすることが可能となる恐れがあり、購入履歴やポイント利用履歴等の漏えいにつながる恐れがある。」と述べていますが、上記2の記述のとおりその恐れはありません。万が一、仮に、漏洩しても、公金に関する情報であり、公正に使われているのであれば、領収書と同じくなんら問題はありせん。  
また、上記議長名での弁明書の以下の記述  
「・・・このため、会員カードの番号は議員の個人生活に関する情報であり、・・・」の部分は、議員が個人生活すなわち私的に利用している会員カードを使って政務活動費の支出をしていることを前提とした弁明です。上記1で述べたようこの弁明書自体が「公私混同」をしていること、政務活動費の私的流用、不正支出を疑うに足る弁明です。
- 4 三鷹市議会では、三鷹市議会政務活動費に関する取扱い要項(支出の原則)第2条の2項において、  
(8) 電話代、ガソリン代、プリペイドカード等使途を容易に判別し難い経費とあり、政務活動費の経費として、支出してはならない事になっています。  
政務活動費は公金であり、使途についての説明責任があることを、議会が真摯に受け止めている先進事例です。

政務活動費の調査活動費 (2012年、2013年、2014年) の  
ガソリンスタンドのレシートによると・・・

★k議員は Ponta カード2枚、エネオスTカード3枚、nanacoカード1枚 携帯クレジットカード1枚、コスモ・ザ・カード1枚この他、下4桁違う番号のTカード1枚・・・5種9枚カードを使いました。この議員の2014年12月14日の領収書貼付用紙にはH. ARAKAWAの文字が。貼付の証拠は残ります。この時、文字の下に印字されていたカード番号は全て黒塗りでした。

★T議員は種類(3)のカードを使いました。エネオスTカード2枚、DCカード1枚、エネフリVIP会員カード1枚です。領収書貼付用紙には、どの年も、貼付のレシートは日付順になっていません。同日のレシート7組(時間までぴったり同じというケースは2組、5分以内2組、30分以内2組)、連日2組、1日おきが1組、中2日1組でした。また、2014年5月15日の領収書等貼付用紙に議員の名前と違う、K. INOMATAの文字が。カード番号はやはり黒塗りでした。この他、O議員、H議員、MM議員のレシートにもこうしたケースが見られます。

◆2015年度 自由民主党会派 調査活動費

2015・7/7から7/9の視察の際、町田から羽田空港往復のために貸切バスを利用している。費用は片道37,800円、往復75,600円。

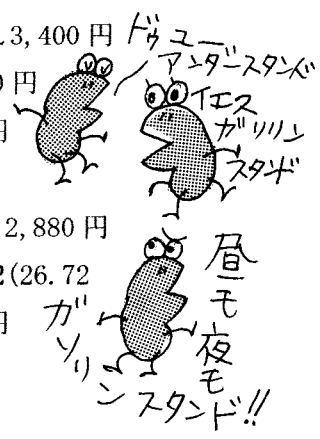
《草の根》町田ー羽田間の空港高速バスは片道一人1,440円、往復2,880円。自由民主党会派人数は11人なので、もし、これを空港高速バスにすれば往復費用は合計31,680円ですむ。



◆保守連合 2015年度 調査活動費 燃料費

《草の根》同じ日付のガソリン代のレシートが複数存在。ガソリンを入れる間隔が短い？  
深夜に5分ごとにガソリンを入れるって？

K議員 4/21(10:10)22.39L3,000円 4/21(15:36)14.01L1,751円 5/28(13:47)19.44L2,760円 5/28(23:07)30.08L4,000円 5/28(23:12)22.13L2,943円 6/3(8:54)23.95L3,400円 6/3(9:33)12.39L1,623円 6/27(12:13)15.31L2,097円 6/27(16:51)25.00L3,600円 8/3(18:15)21.02L2,900円 8/3(19:15)21.58L3,000円 8/3(19:21)22.31L2,856円 9/8(11:09)20.17L2,420円…この日の、この時間は、本会議開催時間中です。  
4/23(20:00L)2,740円 5/1(24:66L)3,378円 5/2(14:60L)2,000円 6/14(20:87L)2,880円 6/16(28:47L)4,100円 9/29(30:30L)4,100円 9/30(20:61L)2,700円 2016・1/12(26:72L)3,100円 1/13(19:42L)2,000円 1/28(20:00L)2,240円 1/29(18:37L)1,800円



◆まちだ市民クラブ 2014年度 調査活動費 燃料費

I議員 7/19(12:18)16.28L2,573円 7/19(12:18)11.21L1,748円 《草の根》 どうして領収書が2枚なの？ L議員 2015・1/10(17:04)18.18L2,327円 1/10(17:25)23.26L3,000円 《草の根》 21分経過して戻ってきて入れた？ 2014・9/21(31.52L)4,886円 9/23(24.34L)3,870円 M議員 5/28(10:13)12.99L2,000円 5/28(16:04)41.13L6,046円 5/28(16:17)19.48L3,000円 5/27(23.92L)3,946円 《草の根》 二日の間に4回にわたって約100リットル！2日で1,000km以上走った？ 2015・1/9(22.48L)2,922円 1/11(23.00L)3,059円 1/27(24.51L)3,308円 1/28(23.41L)2,903円 つづく



みてね!! 町田市政を考える会・草の根のホームページをご覧ください!

<http://www.machida-kusanone.com>

遠いところに住む人に頼みたい・・・!!!

自分のHPの運営管理の発注先は茨城県猿島郡境町の「さんぽ製作所」  
えっ自分のって言ったとたん「アウト」ところが「この住所にあるのは」「山本  
研隆工業」という会社。実在しない会社の手書き領収書ってえっ、20万4千  
200円はどこのところから??

遠いところに行きたかったあ!!!??

2014年7月22日～28日 海外視察(ニューヨーク)  
交通費17万6200円/滞在費11万9千703円  
青年会議所の企画。会派の活動の費用じゃないわ!自費で行くべき。

調整し補修しても、修理して、また調整し、修理して...  
パソコンの調整、補修、修理、調整、補修、修理、さらに修理、補修を8回繰り返  
返し、総額2万4千300円!!

購入したはがきは?食べちゃったっあ?????

18万6千950円分の切手と6万9千900円分のはがき購入。  
切手で支払いをした郵送料は9万6千900円。残りの9万500円の切手は  
どこに???

サナリイという印刷会社はハ王子には無い!!!

平成26年の取引、実に合計66万6千800円全て手書き領収書!  
実在しない会社に政務活動費をはらったの??  
チラシの新聞折込をした(株)アベ企画の領収書3枚全て日付なし!

手書き領収書は信憑性がなく、日付のない領収書はアウト!!!

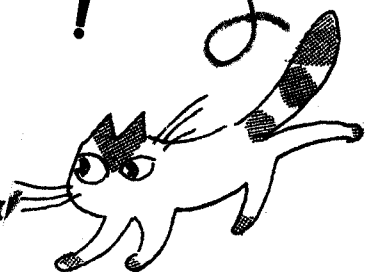
備品の貸出先不明!

会派での管理が全くできていない。すべての貸出先、議員名を明らかに!

1年で3台パソコン購入!理由は買い替え!!!

3人の議員が辞職している!備品の返却を!!!!!!

町田市議会議政務(会派)活動費ハンドブックの規定どおり速やかに返却を!



分別じゃなく分割がいい！？手書き領収書横行！

ヨドバシカメラで総額3万4千2100円分のインクと用紙を購入。一万5700円の手書き領収書を3枚。2千1000円の手書き領収書を一枚、合計4枚の領収書作成。2万3千5400円のトナーと用紙の購入は3分割。一万5700円の手書き領収書二枚と2千1000円の使用代手書き領収書一枚。レシートでいいじゃん！会派の活動でそうしてあるってどう見ても個人でしょ！行為が怪しい！？

本当にパソコン買ったの？

18万7千6500円の領収書も手書き！但しパソコン周辺機器。

肝心の会計帳簿には、消耗品・事務費のみ。購入を証明するもの無し！購入レシート請求書出して！

領収書の宛名は個人議員名と会派名の2種類！

菊屋浦上商事も弘文堂も取引月ごとに全て手書き領収書。手書き領収書は取引の信憑性はない！みんなで使うものと、個人のものにわけてるの？

菊屋浦上商事が大好き？ 市内業者育成しないの？

2014年度自由民主党の政務（会派）活動費・事務費領収書等貼付用紙を見ると、菊屋浦上商事との取引総額は34万7千168円。全て手書き領収書。

2015年度 自由民主党の政務（会派）活動費事務費では菊屋浦上との取引は27万7千404円なり。これも、全て手書き領収書。

菊屋浦上商事は東京店が大田区、神奈川店が相模原市にある。議員がよく口にする市内業者育成はシナイの？

遠いところから買いたいのが好き！？

ボールペンは名古屋のタテ株式会社がいい！6千686円なり。

チラシの印刷は京都のプリントパックがいいよ！

文房具は（株）熊本市マングル・ドット・コムがいい！3万5千851円なり。

太田区や相模原市にある（株）菊屋浦上がいいよ！

私たちがいつも市議団ニュースは代々木のあかつき印刷所！（渋谷区 千駄ヶ谷）

ホスティングなら相模原の有らいいむいせー

印刷制作一式なら横浜市青葉区の（株）ものわもいー

地域経済の活性化に逆行？市内業者の育成は？

